

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【四半期会計期間】 第104期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北野隆典

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(3710)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 飯野勝利

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【電話番号】 03(3710)2222

【事務連絡者氏名】 経理部門長 飯野勝利

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区木川東4丁目14番24号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市名東区高社2丁目252番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第104期 第2四半期連結累計期間	第104期 第2四半期連結会計期間	第103期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	166,071	84,165	354,469
経常利益	(百万円)	22,927	10,666	48,896
四半期(当期)純利益	(百万円)	14,588	7,711	29,732
純資産額	(百万円)		212,809	203,516
総資産額	(百万円)		326,150	325,798
1株当たり純資産額	(円)		1,133.56	1,073.64
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	81.75	43.34	162.92
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)		61.5	59.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	23,249		49,767
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,920		39,965
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,115		15,096
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		56,349	51,525
従業員数	(名)		13,207	12,903

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	13,207 [1,492]
---------	------------------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	3,438
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
自動車機器事業	60,649
電子機器事業	21,402
その他事業	95
合計	82,147

(注) 1 金額は販売価格により、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、主に自動車・電子機器メーカーに対し部品を中心に納入するメーカーであります。

当業界の受注方法は、メーカーの生産計画について3か月程度前に生産見込数量の連絡を受けた後、納品までの間に確定情報を得る形態が一般的となっております。これらの期間等は得意先ごとに異なり、かつ、納品にいたるまで納入数量・時期・品目が変更されることがあります。

当社グループは、数多くの得意先に対し、極めて多種類の製品を納入しており、それぞれの受注形態に対応して、過去の実績・予測・生産能力等を勘案のうえ生産を行っているため、受注高・受注残高の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
自動車機器事業	62,083
電子機器事業	21,974
その他事業	107
合計	84,165

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)
本田技研工業株式会社	11,593	13.8

3 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等に、変更及び新たな締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 概要

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油および原材料価格の高騰が企業収益を圧迫し、さらに米国のサブプライムローン問題に起因した金融混乱や株価下落など、景気の先行きはいっそう減速感が強まりました。

また、海外に目を向けますと、米国経済は、サブプライムローン問題に端を発する景気後退や、株式・為替市場等の低迷など、景気の先行きに警戒感が強まっております。アジア各国の経済も、インフレ進行により、総じて減速傾向にあります。中国も、成長率は高水準ながら、その成長ペースは鈍化傾向にあります。欧州経済も、主要輸出先である先進国の景気落ち込みに加え、原油高、ユーロ高の加速など、景気減速感を強めております。

以上のような経済環境の下、当社グループでは、市場ニーズを的確に捉えた商品開発と「生産革新活動」による生産性向上を柱に、効果を充分見極めた投資を実施し、利益拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間における売上高は841億6千5百万円、営業利益は95億9千9百万円、経常利益は106億6千6百万円、四半期純利益は77億1千1百万円となりました。

(2) 売上高及び営業利益について

事業の種類別セグメントの概況

自動車の生産台数は、北米で大幅に減少したものの、日本、欧州、アジア・大洋州や中国では増加したことにより、世界生産は総じて堅調に推移いたしました。

このような市場環境の中、当社グループの自動車機器事業は、アダプティブフロントライティングシステム（AFS）やディスチャージヘッドランプ（HID）などの高付加価値製品が増えたことにより、売上高は増加しました。また、二輪事業は、アジア・大洋州で増加したものの、国内、北米および欧州で低調に推移したことにより売上高は減少しました。AP事業におきましては、競争が一段と激化している市場環境の中、純正や市販市場への積極的な新製品投入を図ってまいりましたものの、市販市場での価格下落圧力がさらに強まるなど、売上高は減少となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間における自動車機器事業の売上高は620億8千3百万円、営業利益は70億2千9百万円となりました。

電子機器市場は、デジタルスチルカメラ（DSC）やフラットパネルディスプレイ（FPD）TV、ノートPCを中心に数量は伸長しているものの、引き続き、商品の低価格化の進展により、金額ベースでは伸び悩んでいる状況が続いております。

このような市場環境の中、当社グループの電子機器事業は、ノートPC向けバックライト光源のLED化が引き続き進展し、LEDバックライトユニットは伸長しました。しかしながら、主に発光ダイオード（LED）やCCFL（冷陰極型蛍光ランプ）等のデバイスが市場価格下落の影響を受けるなど、前年の水準を下回りました。

なお、電子機器事業におきましては、今後、LEDやCCFLなどの新製品投入により、受注増を見込んでおり、これらを着実に成果へと結びつける様、注力してまいります。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間における電子機器事業の売上高は219億7千4百万円、営業利益は24億7千5百万円となりました。

所在地別セグメントの概況

日本におきましては、国内自動車生産台数は輸出に支えられ、ほぼ横ばいとなりました。自動車機器事業におきましては、アダプティブフロントライティングシステム（A F S）やディスチャージヘッドランプ（H I D）などの高付加価値製品が増えたことにより、売上高は増加いたしました。営業利益は、「生産革新活動」による生産性の向上が寄与し増益となりました。

また、電子機器事業におきましては、ノートP C向けバックライト光源のL E D化が引き続き進展し、L E Dバックライトユニットは伸長しましたが、L E DやC C F Lなどのデバイス製品の価格下落の影響を受け、前年の水準を下回りました。

その結果、当第2四半期連結会計期間における日本の売上高は456億9千2百万円、営業利益は37億7千8百万円となりました。

北米におきましては、サブプライムローン問題による金融混乱、原油および原材料価格の高騰等により、米国自動車販売台数が落ち込み、当社グループもその影響を受け、低調に推移いたしました。

その結果、当第2四半期連結会計期間における北米の売上高は118億9千5百万円、営業利益は6億7千万円となりました。

アジア・大洋州におきましては、主に二輪向け製品の受注が増加したものの、L E Dなどの電子デバイス製品の受注減により売上高は減収となりました。なお、営業利益では、「生産革新活動」による生産性向上が寄与し、前年同期の水準を維持しました。

その結果、当第2四半期連結会計期間におけるアジア・大洋州の売上高は102億7千8百万円、営業利益は17億5百万円となりました。

中国におきましては、引き続き、自動車向け製品および電子応用製品の受注増により好調に推移いたしました。

その結果、当第2四半期連結会計期間における中国の売上高は113億8千5百万円、営業利益は21億1千9百万円となりました。

欧州におきましては、自動車機器製品は受注増により好調に推移したものの、電子デバイス製品および電子応用製品が価格下落の影響を受けるなど、総じて低調に推移いたしました。なお、営業利益では、「生産革新活動」による生産性向上が寄与し、増益となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間におけるその他の地域の売上高は49億1千2百万円、営業利益は7億8百万円となりました。

(3) 営業外収益（費用）

営業外収益（費用）は、10億6千7百万円の収益（純額）となりました。

(4) 特別利益（損失）

特別利益（損失）は、14億3千2百万円の利益（純額）となりました。主に、固定資産売却益の計上によるものです。

(5) 税金等調整前四半期純利益

税金等調整前四半期純利益は、120億9千9百万円となりました。

(6) 法人税等

税金等調整前四半期純利益に対する法人税等の負担率は、28.9%となりました。

(7) 少数株主利益

少数株主利益は、主として広州斯坦雷電気有限公司、PT. Indonesia Stanley Electric及び Vietnam Stanley Electric Co., Ltd.の少数株主に帰属する利益からなり、当第2四半期連結会計期間は8億9千3百万円となりました。

(8) 四半期純利益

四半期純利益は、77億1千1百万円となりました。なお、1株当たり四半期純利益は、43.34円となりました。

(9) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて3億5千2百万円増加し、3,261億5千万円となりました。

うち、有形固定資産が26億4千4百万円増加し、流動資産が9億6千7百万円、投資その他の資産が11億1千3百万円減少いたしました。主な内訳は、流動資産では、受取手形及び売掛金が73億5千1百万円減少し、有価証券が23億8千3百万円、現金及び預金が19億2千8百万円、たな卸資産が14億3千7百万円増加いたしました。有形固定資産では、機械装置及び運搬具(純額)が17億8千8百万円、建設仮勘定が15億5百万円増加いたしました。投資その他の資産では、投資有価証券が8億2千4百万円減少いたしました。

一方、負債は、89億4千万円減少しております。主な内訳は、支払手形及び買掛金が84億9千1百万円、未払法人税等が7億1百万円減少し、長期の繰延税金負債が8億8千7百万円、短期借入金が8億7千8百万円増加いたしました。

純資産の部は、利益剰余金が122億7千6百万円、為替換算調整勘定が10億6千9百万円、少数株主持分が10億5千8百万円増加し、自己株式の取得により49億4千9百万円減少いたしました。

(10) 主な契約債務

主な契約債務	合計 (百万円)	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)
借入金	9,709	9,709	-
社債	10,000	10,000	-

借入金については、主として銀行借入によるものであります。

また社債は、平成15年11月に発行した期間5年の第2回無担保社債であり、同年12月に償還を迎えた第1回債(100億円)の償還資金として使用いたしました。

なお、この第2回無担保社債は、平成20年11月21日に償還を迎えます。

当社グループの第三者に対する保証は、当社の従業員の住宅資金借入金に対する債務保証であり、保証した借入金の債務不履行が保証契約期間内に発生した場合、当社が代わりに弁済する義務があります。平成20年9月30日現在、当社グループの債務保証に基づく将来における潜在的な要支払額の合計は、1千9百万円であります。

また、当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関4社とシンジケーション方式による総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(11) 財務政策

当社グループは、グローバルなグループ経営の実現に向けて、機動的かつ効率的な資金循環のできる体制の充実を図っております。日本においては、国内グループ各社に対する当社及びグループ金融子会社を通じた調達体制を、海外においては、北米及び欧州での持株会社、アジア・大洋州ではシンガポールにある金融統括会社を使って域内の資金循環を実施しております。

(12) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、563億4千9百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少額33億9千5百万円、法人税等の支払額15億円等による資金減があったものの、税金等調整前四半期純利益120億9千9百万円、減価償却費63億3千万円、賞与引当金の増加額22億5千1百万円等による資金増により、82億1千万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却による収入21億4千7百万円等による資金増があったものの、有形固定資産の取得による支出63億6千5百万円等による資金減により、40億6千万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出46億9千4百万円等による資金減により、51億1千2百万円となりました。

(13) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、株式会社の支配に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2000年4月、スタンレースピリット“光に勝つ”の気概を持って素晴らしい未来を切り開くべく、当社の基本理念として、社会における存在意義及び持続的な使命を明確に掲げ、未来に向けて進むべき方向性を示した『スタンレーグループビジョン』を制定し、「光の価値の限りなき追求」、「ものづくりを究める経営革新」、「真に支える人々の幸福の実現」という経営理念を掲げました。こうした基本理念の下、当社は、最大の強みである光関連技術を基礎としたグローバルな事業活動はもとより、“光の5つの価値”（＝「光を創る」、「光で感知・認識する」、「光で情報を自在に操る」、「光のエネルギーを活かす」、「光で場を演出する」）の探究による社会的価値の創造にも積極的に取り組むことで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買

付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の基本理念を具体化するものとして、2010年3月までの10年間に關する「スタンレーグループ長期経営目標」を策定しました。そして、この長期経営目標を段階的に実現していくため、2001年以降3カ年毎の中期経営計画を策定・実行しています。

第 期中期3ヶ年経営計画（2001年4月～2004年3月）においては、（1）経営面では、「ものづくり」の基盤確立、効率的経営のための組織作り、グローバル・グループ経営の始動、会社と社員の新たな信頼関係の構築等、（2）事業面では、顧客満足No. 1意識の定着、グローバルな事業の志向等、（3）文化・風土面では、挑戦的な風土の育成、自由なコミュニケーション環境等を目標として掲げ、これらを通じて、キャッシュを生み出す企業体質の確立に向けた変革を本格的にスタートさせました。また、第 期中期3ヶ年経営計画（2004年4月～2007年3月）では、第 期中期3ヶ年経営計画の成果を基礎として、（1）経営面では、最適な「ものづくり」の展開、自律的組織による効率的経営の実行、グローバル・グループ経営の定着、人材の公正な評価等、（2）事業面では、顧客満足No. 1行動の実践、グローバルな事業の展開等、（3）文化・風土面では、挑戦的な姿勢の評価、自由なコミュニケーション風土の実現等を重点目標として掲げ、キャッシュを生かした成長を可能とする強靱な企業体質への変革を加速させました。その結果、2006年度の連結営業利益は、2000年度の88億円に対して361%増加の406億円を達成するとともに、総資産当期純利益率（ROA）が8.1%、自己資本当期純利益率（ROE）が14.2%となり、長期プライムレート+4%以上という目標を達成しました。

そして、2007年4月からは、こうした成果を踏まえ、世界の優良企業レベルを目指して従来の延長線上を越えた成長を遂げるため、第 期中期3ヶ年経営計画（2007年4月～2010年3月）を立案し、その実行に着手しております。同計画においては、（1）経営面では、究極のものづくり経営の実現、有機的組織による効率的経営の実現、強靱な企業体質による強靱な経営、グローバル・グループ経営の飛躍、最大の経営資源としての人材活用、（2）事業面では、顧客満足No. 1評価の定着と拡大、グローバルな事業の飛躍等、（3）文化・風土面では、挑戦的な個と組織の活力、創造的な風土と組織等を、それぞれ重点項目として挙げるとともに、具体的な経営指標として、総資産当期純利益率（ROA）及び自己資本当期純利益率（ROE）をとともに長期プライムレート+7%以上、自己資本比率を70%以上、損益分岐点比率を70%以下とすることを掲げ、いかなる環境下においても経営指標を達成できる強靱な企業体質の確立を目指してまいります。

さらに当社は、ものづくりにつながるすべてのビジネスプロセスの効率化のため、スタンレー生産革新活動（SNAP）を展開し、徹底したコストの削減とリードタイムの短縮にグループをあげて取り組んでおります。また、中長期的な企業価値の向上に向けた新製品・新事業の開拓にも積極的に取り組み、将来の柱となる有望な新製品やスター事業の創出を目指してまいります。

こうした取組みを支える当社の企業価値の源泉は、（ ）中長期的視点に立った研究開発への積極的な取組みを通じた、世界最高レベルの光関連技術の保持、（ ）自動車メーカー、電気機器メーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、（ ）仕入先、協力企業等との間の強靱な信頼関係、（ ）当社の革新的な企業文化や高い技術力を支える優秀な従業員との信

頼関係、()生産活動を通じて蓄積されてきたノウハウや技能といった有形無形の財産にあるものと考えております。当社は、第 1 期中期3ヶ年経営計画の下、今後もこれらを維持・発展させ、企業価値・株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、当社は、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンスに由来から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、2005年に「スタンレーグループ行動規範」を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)導入の目的

上記のとおり、当社は、長期経営目標を実現するため、第 1 期中期3ヶ年経営計画を中心に据え、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、前述の通り、近時においては、当社株式に対する不適切な大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じ得る状況となっております。とりわけ、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、中長期的視点に立った積極的な研究開発による技術力の保持、顧客・仕入先・協力企業・従業員等のステークホルダーとの間の良好な関係の維持・強化等といった取組みを継続し、より積極的に実行していくことが必要であり、当社の株券等の買付を行う者によりこれらが着実に実行されるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社は、上記 記載の基本方針(以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、平成19年6月26日開催の当社第102回定時株主総会における承認に基づき、当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株券等に対する買付等(下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。)が行われる場合に、買付者等(下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆さまに当社経営陣の計画や代替案等を提示した

り、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されま

す。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、()当社社外取締役、()当社社外監査役又は()社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆さまに対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下 又は に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等(*1)について、保有者(*2)の株券等保有割合(*3)が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等(*4)について、公開買付け(*5)に係る株券等の株券等所有割合(*6)及びその特別関係者(*7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(*1) 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(*2) 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(*3) 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

(*4) 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下 において同じとします。

(*5) 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

(*6) 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(*7) 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式（買付者等からの請求を受けた後10営業日以内に当社から提示します。）により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

買付者等及びそのグループ（共同保有者（*8）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）

買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(*8) 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(c) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下

記(d)に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案(もしあれば)の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆さまに対する当社の代替案(もしあれば)の提示を行うものとし、

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとし、

株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実及びその概要並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆さまに対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(下記 に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長・再延長の理由の概要を含みます。)について、速やかに情報開示を行います。

独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとし、

- () 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- () 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

(a) 上記(2)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を

狙って高値で売り抜ける行為

- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者(*9)、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者(*10)、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()乃至()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、()上記()乃至()記載の者の関連者(*11)(以下、()乃至()に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記()項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(*9) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします、以下同じとします。

(*10) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本(*10)において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本(*10)において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします、以下同じとします。

(*11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの有効期間

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、当社第102回定時株主総会（平成19年6月26日開催）の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(6) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆さまのご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、当社第102回定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成19年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 株主の皆さまへの影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆さまに与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまの権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆さまに与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての方法及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆さま（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆さまにおかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆さまは、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆さまに対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆さまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆さまが、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆さまに交付することがあります。この場合、かかる株主の皆さまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆さまには、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆さまに対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

上記の各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記 ）について

当社の「スタンレーグループ長期経営目標」の実現に向けた第 期中期3ヶ年経営計画の推進によ

る企業価値の向上策やコーポレート・ガバナンス等への取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 ）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第102回定時株主総会において定款の定めに基づいてなされた本プランに係る委任決議を経て導入されたものです。また、上記 2.(6)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの導入及び廃止は、株主の皆さまの意思に基づくこととなっております。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、()当社社外取締役、()当社社外監査役、又は()社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記 2.(2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)及び 2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

第三者専門家の意見の取得

上記 2.(2)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆さまのご意向を反映させることが可能となります。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 2.(6)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）証券取引法は平成19年9月30日をもって金融商品取引法に改正されております。

(14) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は10億4千7百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000,000
計	750,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	188,240,256	188,240,256	東京証券取引所 市場第一部	
計	188,240,256	188,240,256		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月1日 から 平成20年9月30日		188,240		30,514		29,825

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,338	7.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	10,920	5.80
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号	9,235	4.91
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	8,111	4.31
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	7,651	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,719	3.57
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 (全共連ビル) (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	5,698	3.03
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	5,440	2.89
ザチエースマンハッタンバンク エヌエイロンドンエスエルオム ニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	4,395	2.34
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,397	1.81
計		74,908	39.79

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式11,257千株(5.98%)があります。
 2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 13,338千株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 10,920千株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) 6,719千株
 3 野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)につきましては、株式会社三菱東京UFJ銀行が所有していた当社株式を退職給付信託として委託した信託財産であり、議決権の行使については、株式会社三菱東京UFJ銀行の指示により行使されることとなっております。
 4 次の法人から大量保有に関する変更報告書の提出があり、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんの

で、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、その大量保有に関する変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィデリティ投信株式会社ほか1社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	15,215	8.08
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号	7,165	3.81

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,257,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 176,759,600	1,767,596	
単元未満株式	普通株式 223,256		
発行済株式総数	188,240,256		
総株主の議決権		1,767,596	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式47株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スタンレー電気株式会社 (自己保有株式)	東京都目黒区中目黒 2丁目9番13号	11,257,400		11,257,400	5.98
計		11,257,400		11,257,400	5.98

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。
なお当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,695	2,880	2,890	2,650	2,320	2,150
最低(円)	2,130	2,505	2,485	2,165	2,050	1,453

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,208	47,280
受取手形及び売掛金	68,366	75,717
有価証券	8,166	5,783
たな卸資産	2 19,792	2 18,355
繰延税金資産	2,863	2,726
その他	10,077	9,549
貸倒引当金	63	33
流動資産合計	158,412	159,379
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	39,107	38,706
機械装置及び運搬具(純額)	38,464	36,676
工具、器具及び備品(純額)	16,510	17,330
土地	11,253	11,596
リース資産(純額)	112	-
建設仮勘定	12,211	10,706
有形固定資産合計	1 117,660	1 115,016
無形固定資産		
のれん	94	113
その他	3,445	3,638
無形固定資産合計	3,539	3,751
投資その他の資産		
投資有価証券	41,202	42,026
繰延税金資産	2,508	2,356
その他	2,827	3,269
貸倒引当金	0	2
投資その他の資産合計	46,538	47,651
固定資産合計	167,738	166,419
資産合計	326,150	325,798

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	43,372	51,863
短期借入金	9,709	8,831
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
リース債務	27	-
未払法人税等	5,661	6,362
繰延税金負債	4	2
賞与引当金	3,881	3,747
役員賞与引当金	129	238
その他	13,453	14,266
流動負債合計	86,239	95,312
固定負債		
リース債務	86	-
繰延税金負債	2,454	1,567
退職給付引当金	22,149	22,246
役員退職慰労引当金	136	136
その他	2,274	3,019
固定負債合計	27,101	26,969
負債合計	113,341	122,281
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,514	30,514
資本剰余金	29,826	29,826
利益剰余金	157,444	145,168
自己株式	23,618	18,669
株主資本合計	194,167	186,839
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,275	13,437
為替換算調整勘定	6,822	7,891
評価・換算差額等合計	6,452	5,546
少数株主持分	12,188	11,130
純資産合計	212,809	203,516
負債純資産合計	326,150	325,798

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
売上高	166,071
売上原価	127,233
売上総利益	38,838
販売費及び一般管理費	18,318
営業利益	20,519
営業外収益	
受取利息	421
受取配当金	630
持分法による投資利益	469
受取ロイヤリティー	567
為替差益	519
雑収入	324
営業外収益合計	2,932
営業外費用	
支払利息	174
解体撤去費用	127
雑損失	223
営業外費用合計	525
経常利益	22,927
特別利益	
固定資産売却益	1,871
特別利益合計	1,871
特別損失	
固定資産除却損	398
早期割増退職金	270
投資有価証券整理損	122
特別損失合計	790
税金等調整前四半期純利益	24,007
法人税等	7,558
少数株主利益	1,861
四半期純利益	14,588

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	84,165
売上原価	65,147
売上総利益	19,018
販売費及び一般管理費	1 9,418
営業利益	9,599
営業外収益	
受取利息	217
受取配当金	366
持分法による投資利益	213
受取ロイヤリティー	245
雑収入	260
営業外収益合計	1,303
営業外費用	
支払利息	90
為替差損	38
雑損失	108
営業外費用合計	236
経常利益	10,666
特別利益	
固定資産売却益	1,867
特別利益合計	1,867
特別損失	
固定資産除却損	254
早期割増退職金	57
投資有価証券整理損	122
特別損失合計	435
税金等調整前四半期純利益	12,099
法人税等	2 3,494
少数株主利益	893
四半期純利益	7,711

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	24,007
減価償却費	12,395
貸倒引当金の増減額（は減少）	30
賞与引当金の増減額（は減少）	126
退職給付引当金の増減額（は減少）	97
受取利息及び受取配当金	1,051
支払利息	174
持分法による投資損益（は益）	469
固定資産除売却損益（は益）	1,473
投資有価証券整理損	122
売上債権の増減額（は増加）	8,497
たな卸資産の増減額（は増加）	1,196
仕入債務の増減額（は減少）	8,459
その他	3,061
小計	29,546
利息及び配当金の受取額	1,283
利息の支払額	201
法人税等の支払額	7,377
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,249
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	13,581
有形固定資産の売却による収入	2,306
無形固定資産の取得による支出	341
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	500
その他	195
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,920
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	801
自己株式の取得による支出	4,949
配当金の支払額	2,687
少数株主への配当金の支払額	1,280
その他	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,115
現金及び現金同等物に係る換算差額	610
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,824
現金及び現金同等物の期首残高	51,525
現金及び現金同等物の四半期末残高	56,349

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年9月30日)

(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(リース取引に関する会計基準等の適用)

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)及び(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号))による法定耐用年数の短縮に伴い、第1四半期連結会計期間から一部の機械装置等について、耐用年数の短縮を行っております。 なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 200,125百万円 2. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 製品 11,571百万円 仕掛品 2,178百万円 原材料及び貯蔵品 6,041百万円 3. 偶発債務 保証債務 金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。 従業員の住宅資金借入金 19百万円 4. コミットメントライン契約 当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関4社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 コミットメントラインの総額 4,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 4,000百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 190,667百万円 2. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。 製品 9,942百万円 仕掛品 2,418百万円 原材料及び貯蔵品 5,994百万円 3. 偶発債務 保証債務 同左 従業員の住宅資金借入金 22百万円 4. コミットメントライン契約 当社は資金調達の効率化及び安定性の確保を目的とし、取引金融機関4社とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 コミットメントラインの総額 4,000百万円 借入実行残高 - 百万円 差引額 4,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料賞与諸手当	5,039百万円
賞与引当金繰入額	1,301百万円
退職給付費用	788百万円
役員賞与引当金繰入額	120百万円
貸倒引当金繰入額	33百万円
役員退職慰労引当金繰入額	6百万円
2. 当第2四半期連結累計期間に係る法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括して記載しております。	

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料賞与諸手当	2,401百万円
賞与引当金繰入額	780百万円
退職給付費用	396百万円
役員賞与引当金繰入額	60百万円
貸倒引当金繰入額	27百万円
役員退職慰労引当金繰入額	3百万円
2. 当第2四半期連結会計期間に係る法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括して記載しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	49,208百万円
有価証券勘定	8,166百万円
預入れ期間が3か月を超える定期預金	25百万円
株式及び償還期間が3か月を超える債券等	1,000百万円
現金及び現金同等物	56,349百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	188,240,256

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	11,257,447

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,687	15.00	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,185	18.00	平成20年9月30日	平成20年11月27日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されるため、該当する事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	62,083	21,974	107	84,165	-	84,165
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	81	3,277	855	4,215	(4,215)	-
計	62,165	25,252	963	88,380	(4,215)	84,165
営業利益	7,029	2,475	24	9,529	70	9,599

- (注) 1 事業区分の方法.....事業の種類別区分によっております。
2 各区分に属する主要な製品の名称
(1) 自動車機器事業.....四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、
アクセサリ&パーツ製品
(2) 電子機器事業.....コンポーネンツ製品、電子応用製品
(3) その他事業.....その他

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	自動車機器 事業 (百万円)	電子機器 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	121,724	44,204	142	166,071	-	166,071
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	117	6,785	1,750	8,652	(8,652)	-
計	121,842	50,989	1,892	174,724	(8,652)	166,071
営業利益	14,323	5,383	27	19,734	784	20,519

- (注) 1 事業区分の方法.....事業の種類別区分によっております。
2 各区分に属する主要な製品の名称
(1) 自動車機器事業.....四輪照明製品、二輪照明製品、カーエレクトロニクス製品、
アクセサリ&パーツ製品
(2) 電子機器事業.....コンポーネンツ製品、電子応用製品
(3) その他事業.....その他

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ 大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	45,692	11,895	10,278	11,385	4,912	84,165	-	84,165
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,207	14	3,507	3,402	98	16,230	(16,230)	-
計	54,899	11,910	13,786	14,788	5,010	100,396	(16,230)	84,165
営業利益	3,778	670	1,705	2,119	708	8,983	616	9,599

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米.....アメリカ

アジア・大洋州.....タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、香港、韓国

中国.....中国

その他の地域.....イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ 大洋州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	90,580	24,044	20,052	21,518	9,875	166,071	-	166,071
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18,386	26	7,476	7,366	149	33,406	(33,406)	-
計	108,967	24,070	27,529	28,884	10,024	199,477	(33,406)	166,071
営業利益	8,660	1,603	3,522	4,131	1,241	19,159	1,359	20,519

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米.....アメリカ

アジア・大洋州.....タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、香港、韓国

中国.....中国

その他の地域.....イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	北米	アジア・大洋州	中国	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	11,959	10,289	12,776	3,729	38,755
連結売上高(百万円)					84,165
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.2	12.2	15.2	4.4	46.0

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 北米.....アメリカ
 アジア・大洋州...タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、韓国、香港
 中国.....中国
 その他の地域.....イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	北米	アジア・大洋州	中国	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	24,146	20,037	24,348	7,716	76,247
連結売上高(百万円)					166,071
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.5	12.1	14.7	4.6	45.9

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 各区分に属する主な国又は地域
 北米.....アメリカ
 アジア・大洋州...タイ、台湾、ベトナム、インドネシア、インド、韓国、香港
 中国.....中国
 その他の地域.....イギリス、フランス、ハンガリー、ドイツ
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,133.56円	1株当たり純資産額	1,073.64円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第2四半期連結累計期間

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	81.75円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益(百万円)	14,588
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	14,588
普通株式の期中平均株式数(千株)	178,458

第2四半期連結会計期間

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	43.34円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期純利益(百万円)	7,711
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	7,711
普通株式の期中平均株式数(千株)	177,934

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

当社は、平成20年10月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を下記の通り決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主への利益還元と、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため。

2. 取得の内容

(1)取得する株式の種類

当社普通株式

(2)取得する株式の総数

3,000,000株(上限)

(発行済株式総数に対する割合1.70%)

(3)株式の取得価格の総額

2,500百万円(上限)

(4)取得する期間

平成20年10月28日から平成21年2月20日まで

(5)取得する方法

市場買付

2【その他】

平成20年10月27日開催の中間配当に関する取締役会において中間配当を行う旨決議いたしました。

中間配当金の総額 3,185百万円

1株当たりの金額 18.00円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成20年11月27日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 本 泰 行
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 村 哲 明
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタンレー電気株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月27日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。